

政務調査費に関する決議

西都市議会は、政友会に所属していた前議員の同会派の政務調査費の一部不正着服事件に関して、地方自治法第98条第2項の規定により、平成21年9月30日付で監査委員に対し、平成18・19・20年度に政友会に交付した政務調査費に関する報告を求めるため監査請求を行い、12月4日付けで監査委員より報告がなされた。

監査の結果、平成18年度は領収書が存在せず、また他の年度においては領収書の一部が改ざんされているなど不適正な処理の状況が明らかになった。

このことを受け、改めて過年度分も含め政務調査費の支出に関して見直しを行った結果、政友会、公明党、新風会、市民クラブ、市政会、市民の会の不適正な処理が見つかり、その総額は平成18年度から20年度までの3ヵ年で、前議員による不正着服650,469円を含め、1,951,533円にのぼることが判明した。

この事態は、公費として市議会会派の調査研究に資するため必要な経費に限定して交付される政務調査費の性格からして、最優先に透明性の確保が求められるべきであり、決して許されることではない。

特に監査報告では「議会議長による収支報告書の調査が一度も行われていない」と指摘されていることは重大であり、議会として真摯に受け止めるべきである。

また、監査報告によると、平成19年度の調査に関し前代表監査委員が在任中、関係業者店で領収書を提示しての調査が行われたことが明らかになった。

このことは、当該年度の定期監査結果が、監査委員の合議のもとに報告されているにもかかわらず、その後、新たな不明事項が見つかったために代表監査委員が単独で調査を行っていたものであるが、この調査は合議のもとになされるべきであった。

本市議会は、政務調査費に係る一連の不適正処理問題を踏まえ、深く反省するとともに、使途基準を詳細に定めた「政務調査費使途基準マニュアル」を作成し、今年度から適用することとしている。

また、昨年9月議会で「議会の信頼回復に関する決議」をしたが、今回改めてここに、本市議会は、自らが市民の負託を受けた議員であるという地方自治の本旨に返って、二度とこのようなことが起こらないよう全力を尽くすことを誓うものである。

以上、決議する。

平成22年2月13日

宮崎県西都市議会